

令和元年度第10回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和2年1月9日(木)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(14名)

3番	鈴木孝徳	4番	石渡文久
5番	三須健行	7番	長澤正昭
8番	山崎宏	9番	羽根井直子
10番	石田和久	11番	椎名稔男
12番	兼坂仁	13番	木内正夫
14番	眞野文雄	15番	三門増雄(議長)

書面表決委員(2名)

1番	清宮正	2番	渡貫茂
----	-----	----	-----

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

議案第7号 令和元年度農用地利用集積計画の取消しについて

議案第8号 令和元年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 湯 浅 明 弘

主査 飯 田 啓 市

主査 相 川 正 巳

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

皆様大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、令和元年度第10回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会でございますが、2月7日（金）を予定しております。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。昨年は台風等による被害があり、大変な年となってしまいました。本年は、7月に、委員の改選がございますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は14名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和元年度第10回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思

ますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、14番「眞野 文雄委員」議席番号、3番「鈴木 孝徳委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

議案第7号 令和元年度農用地利用集積計画の取消しについて

議案第8号 令和元年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

以上、9議案でございます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてを議題といたします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について審議を求めらるるものでございます。

この案件につきましては、令和元年11月8日の総会案件として、義務者の■■■■より、権利者の■■■■■■■■■■へ、贈与として、申請され、許可されたものですが、今回、■■■■■■■■■■の代表取締役である、■■■■、個人への贈与としたいので、許可の取消願があったものでございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、何かご質

問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の2ページ～3ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項、第5項、第6項につきましては、権利者は自作地の隣接で耕作に便利なため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

表の第2項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

表の第3項につきましては、権利者は自作地の近隣で耕作に便利なため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

表の第7項につきましては、権利者は自作地の隣接で耕作に便利なため、義務者は権利者からの要望のため、贈与により、所有権の移転をしようとするものでございます。

表の第4項につきましては、先程、議案第1号で説明させていただきましたが、**■■■■**、個人へ、贈与として、所有権の移転をしようとするものでございます。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号の不許可要

件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査については、農地利用最適化推進委員の足立委員を呼んでありますので意見を求めたいと思います。足立委員を入場させて下さい。

———（足立委員着席）———

○議長 足立委員から、第1項の調査報告をお願いいたします。

———（足立委員報告）———

○足立委員 それでは報告します。農地利用最適化推進委員の足立です。議案第2号第1項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■■さんは、旦那さんと一緒に、■■の水田を中心に農業経営をしています。

2人共若く、将来、農業後継者として、有望な方々です。

申請地は、自作地の隣接で、耕作に便利のため、購入することになったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

なお、■■■さんは長女で、親が早くに亡くなり、■■の方に住んでいたのですが、旦那さんと、実家に戻って来て、後を継いでいます。現在は、水田を6ヘクタール位耕作しています。価格については、登記代位だそうです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、足立委員は退席して下さい。

———（足立委員退席）———

○議長 足立委員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査について、木内委員より報告をお願いいたします。

———（木内委員報告）———

○木内委員 議席番号13番木内です。議案第2号第2項の調査報告をいたします。

義務者の■■■さんは農地を相続により取得し、市外に住んでおり、農業経営はしていません。

今回、申請地の近隣を耕作している権利者の■■■さんが、自作地の近隣で、耕作するのに、便利のため、購入することになったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、木内委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項及び第4項の実態調査については、農地利用最適化推進委員の梅澤委員を呼んでありますので意見を求めたいと思います。梅澤委員を入场させて下さい。

———（梅澤委員着席）———

○議長 梅澤委員から、第3項及び第4項の調査報告をお願いいたします。

———（梅澤委員報告）———

○梅澤委員 農地利用最適化推進委員の梅澤です。議案第2号第3項及び第4項の調査報告をいたします。

まず第3項の、権利者の■■■さんは、今回の申請地の近隣の水田を耕作しています。

申請地は、自作地にも、自宅にも近く、耕作に便利のため、購入することになったそうです。

問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

次に、第4項の■■■■さんは、前回の11月8日の総会で、自分が経営している、■■■■■■■■への贈与として申請し、許可となりましたが、税金等の関係で、■■■■■■に贈与としたり、申請をし直したそうです。

問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、梅澤委員は退席して下さい。

———（梅澤委員退席）———

○議長 梅澤委員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。先に第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項は、許可と決しました。

次に、第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第4項は、許可と決しました。

続きまして、第5項及び第6項の実態調査について、眞野委員より報告をお願いいたします。

————（眞野委員報告）————

○眞野委員 議案第2号第5項及び第6項の調査報告をします。

まず、第5項ですが、権利者の■■■■さんは、申請地の隣接地を所有しており、義務者の■■■さんより購入してほしい旨、相談を受け、購入する事となったそうです。

問題はないと思われますので、よろしく願いいたします。

次に、第6項ですが、権利者の■■■■さんは、申請地の両隣りを所有しており、義務者の■■■■■さんより、購入してほしい旨、打診があり、購入する事となったそうです。問題はないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

先に第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。

よって、第5項は、許可と決しました。

次に第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。

よって、第6項は、許可と決しました。

続きまして、第7項については、木内委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

————（木内委員退席）————

木内委員が退席いたしましたので、第7項について審議いたします。

第7項の実態調査については、農地利用最適化推進委員の田辺委員を呼んでありますので意見を求めたいと思います。田辺委員を入場させて下さい。

———（田辺委員着席）———

○議長 田辺委員から、第7項の調査報告をお願いいたします。

———（田辺委員報告）———

○田辺委員 農地利用最適化推進委員の田辺です。議案第2号第7項の調査報告をいたします。

権利者の木内正夫さんは、皆さんもご承知のとおり、農業委員でございます。

義務者の、■■■■さんは、相続により農地を取得し、■■■■に住んでおり、農業者ではありません。

今回の申請地は、木内正夫さんの自己所有地の隣接や近隣であり、耕作に便利のため、贈与を受ける事となったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、田辺委員は退席して下さい。

———（田辺委員退席）———

○議長 田辺委員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第7項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

- 議長 挙手全員であります。
よって、第7項は、許可と決しました。
木内委員を入場させてください。

———(木内委員着席)———

- 議長 続きまして、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。
事務局の説明をお願いします。
事務局長。

———(事務局説明)———

◎議案第3号の説明

- 事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案の4ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。
申請者の■■■が、■■■の畑、5,353㎡に営農型太陽光発電施設として、一時転用申請を行うものでございます。
計画としましては、1枚325Wのパネルを288枚、合計187.2KWを発電するもので、パネルの下部については、「さかき」を栽培するものでございます。
許可要件につきましては、議案第3号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。
なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。
以上でございます。

- 議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、議案第3号については申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

———(申請人着席)———

- 議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。
自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。
発言する際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———(申請人説明)———

○申請人 申請人の代理人の■■■と申しますよろしくお願ひいたします。

■■■の農地は、■■■さんが購入されてから、耕作はされていませんでしたのが現状なのですが、■■■さんが、■■■で太陽光発電施設を整備され、■■■にも土地があり、こちらの土地でも太陽光発電事業を行いたく、相談をしたところ、太陽光発電施設での農地転用が出来ない場所との事で、営農型の太陽光発電施設として申請させていただきました。■■■さんはこの土地は、非常にやせている土地なので、通常の作物が育たないと考え、「ヒサカキ」を作って、これを販売するのが効率が良いと判断したものでございます。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願ひいたします。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田でございます。地元の農業委員でございます。ヒサカキですかね、去年の台風で、隣接の山林が倒木してしまして、隣接の地権者の方に、ご説明はされていると思いますが、木が倒れて、ソーラーを設置し、ソーラーを傷つける事態が発生する恐れがありますので、充分、隣接地権者とお話をさしまして、倒木しそうな木がありましたら、隣接地権者のご理解をいただいて、被害が出ないように、事前に、対策をしていただきたいと思います。

また、隣に営農型のメガソーラーがありますが、下部の農産物の品目が中々定まらなく、やっと、落ち着いてきている状態です。ヒサカキを作られるという事ですが、きちっとした農業経営を行っていただくようお願いいたします。以上でございます。

○議長 申請者

○申請者 隣接の地主さんは■■■さんの方に住まわれている方なのですが、3分の2までは行きませんが、半分位日陰になってしまいます。そんな関係で、ある程度、木を伐採しないと、いけませんので、伐採させてほしいとお願ひしております。是非、伐採してくれと、言われていますので、切らせていただこうと思っております。

○議長 長澤委員 議席番号7番長澤です。計画図面を見ると、土地の全部のエリアを使うのではなく、部分的に計画されているようですが、残地はどのようにするのですか。

○議長 申請人

○申請人 同じようにヒサカキを植える予定でございます。販売先も、■■■■■

■■■■■■■■■■という所へ、販売する計画で、今、中国産が非常に多い中、お客様から、日本の神様に備える物が、日本の物じゃないのかと、いうクレームが非常に多く、国産の物が求められている。また非常に高く売れるということです。10kg単位で、荒縄で縛ってそのまま売れるらしく、その形で出荷させていただこうと思います。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第4号第1項は、■■■■が、農家分家住宅建設用地として、■■■の畑322㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、10ヘクタール規模の集団性のある農地で、第1種農地と思われま

す。計画としましては、父親の所有する畑に建築面積99.37㎡の居住用の住宅を建設するもので、雨水については浸透枳、生活用雑排水については合併浄化槽により処理するものでございます。

第2項は、■■■■が、農家分家住宅建設用地として、■■の畑301.44㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、住宅地に囲まれた小規模な農地で、第2種農地と思われま

す。計画としましては、父親の所有する畑に建築面積110.6㎡の居住用の住宅を建設するもので、雨水については浸透枳、生活用雑排水については合併浄化槽により処理するものでございます。

第3項は、■■■■■■■■が、資材置場用地として、■■の畑82㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、住宅に囲まれた小規模な農地で、第2種農地と思われま

す。計画としましては、隣接にある事業所を拡張するもので、パレット等の資材を置くものでございます。

敷地内は砂利敷、周囲はブロック2、3段積とするものでございます。

第4項は、■■■■が、資材置場用地として、■■の畑862㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、山林等に囲まれた小規模な農地で、第2種農地と思われま

す。計画としましては、申請者は、建築業を営んでおり、隣接にある事業所を拡張するもので、材木等の建築資材を置くものでございます。

敷地内は碎石敷、周囲はコンクリートブロック、石積とするものでござい

ます。許可要件につきましては、議案第3号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してございますので、ご参照お願いいたします。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、第1項については、石田委員より調査報告をお願いいたします。

———— (石田委員報告) ————

○石田委員 議席番号10番石田です。

議案第4号第1項の調査報告をさせていただきます。

権利者の■■■■さんは、地主の■■■■さんのご長男で、将来両親の老後の面倒等を考え、実家の隣接地に、分家住宅を建設したく、申請したとの事です。

問題はないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、石田委員より報告がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願ひいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、第2項について、眞野委員より調査報告をお願ひいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号14番眞野です。

議案第4号第2項の調査報告をします。

権利者の■■■■さんは、地主の■■■■さんの息子さんで、現在借家に住んでいます。将来を考えると、実家の隣接である申請地が、何かと便利であるので、申請したとの事です。

問題はないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願ひいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号第2項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、第3項については申請人を呼んであります。それでは、第3項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

また、発言をする際は、議長の許可を得てからお願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 私、行政書士事務所の■■■■■■■■■■の■■と申します。よろしく
お願いいたします。今回、■■■■さんから依頼されて、申請をいたしました。場
所は、■■■■■■■■■■、面積が82㎡、敷地の形、幅があまりないのですが、
資材置場といたく申請しました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、
お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。今の説明だと、資材置場用地として説明して
いますが、土地利用計画だと、廃材置場となっておりますが、これは訂正していただ
けますか。

○議長 申請人

○申請人 廃材置場となっておりますが、使用している材料置場として利用しますの
で、廃材置場としては利用しません。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第4号第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、第4項については申請人を呼んであります。それでは、第4項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 譲受人、■■■さん、譲渡人、■■■さんの方から、申請の依頼を受けております。行政書士の■■■■と申します。よろしくをお願いいたします。

今回、申請者の方が隣接している場所で、建築業を営んでいる作業場の拡張用地として、自分の作業場の隣で非常に効率が良いということで、今回の申請をいたしました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第4号第4項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第5号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第5号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につきましては、千葉県知事への証明願いについて審議を求めるものでございます。

現況は、周囲の山林と一体化して、該当地も山林状態であるため、現況について、非農地として千葉県知事の証明を受けるものでございます。

合計で申しますと、地権者が12名、18筆、面積が20,749㎡の一体の地域でございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、第5号の実態調査について、三須委員より報告をお願いいたします。

———（三須委員報告）———

○三須委員 議席番号5番、三須です。

議案第5号の調査報告をいたします。

申請地につきましては、おおむね、30～40年前から、山林の状態になっております。

先日、再度現地調査を行いました。今回の申請件数、18筆、周囲の山林と一体化しているような状況でございました。

以上、報告をいたします。

○議長 ただいま、三須委員より報告がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第5号について、千葉県に、非農地として、進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第5号は、非農地として、進達と決しました。

続きまして、議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第6号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の7ページをお願いいたします。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議を求めるものでございます。

佐倉市■■の畑について、■■■■■、■■■■■、親子が、それぞれ、持ち分2分の1ずつ、相続税の納税猶予を受けているもので、今回、■■■■■が死亡したため、■■■の持ち分を、■■■■■に相続するものでございます。なお、猶予を受けている農地については、適正に耕作をされている事を確認しております。以上でございます。

○議長 ただいま、議案第6号について事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第6号について、証明することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、証明する事と決しました。

続きまして、議案第7号、令和元年度農用地利用集積計画の取消しについてを議題といたします。

また、議案第8号、令和元年度第10次農用地利用集積計画の決定について、議案第9号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第7号、第8号、第9号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の8ページ～10ページをお願いいたします。

議案第7号農用地利用集積計画の取り消しについてでございます。

飯塚の農業者1名が、■■の畑、■■の水田、8筆、合計6,671㎡の農地について、農用地利用集積計画により、平成26年9月1日より、6年間から10年間、賃貸借により借り受けをしましたが、病気で、耕作が出来なくなったため、取り消しをするものでございます。

続きまして、議案の11ページをお願いいたします。

議案第8号 令和元年度第10次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定2件、2筆、1,192㎡、賃貸借権の設定、5件、18筆、地積17,638.41㎡でございます。

詳細でございますが、議案の12ページ～14ページをお願いいたします。

申請番号1番、2番、4番、5番については農業経営規模拡大のため、3番及び6番については、農業経営安定のため、7番については農地中間管理事業を活用するため、期間は、1年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

続きまして、議案の15ページ～17ページをお願いいたします。

議案第9号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、■■■の1農業者が、

■■の畑2筆、合計521㎡の農地を借りうけるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第7号～議案第9号について事務局より説明がありました。が、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。
自己紹介をお願いいたします。

○農政課 青山 農政課の青山です。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、審議を行います。
何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内です。病気のためということですが、借受者の状況を教えていただけないでしょうか。

○議長 農政課、青山

○農政課 青山 農政課、青山です。借受者の状況ですが、平成28年に脳出血を起こし、それに伴い、言語障害、それ以外の症状ですが、文章が読めない、今回、取り消しですが、本来、合意解約という取り扱いですが、解約の内容が理解出来ないという理由から、許可の取消しとさせていただきました。農業そのものが続けられない、という事で、このような形となっています。以上です。

○議長 他にご質問はございますか。鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。議案第8号の6番の■■■さんの賃借料ですが、1反当たりの金額ということでしょうか。それとも面積が関係なくなのでしょうか。

○議長 農政課、青山

○農政課、青山 10アール当たりの農協の売り渡し相当価格となります。

○議長 鈴木委員よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席して下さい。

———（農政課退席）———

○議長 農政課の職員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

最初に、議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の18ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

共同住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

続いて、議案の19ページ～20ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

駐車場用地としようとするもの2件、4筆、専用住宅用地としようとするもの5件、5筆でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

宅地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、山林として地目変更申請のあったもの、1件、1筆でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、5件、52筆でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書についてでございます。

農業用倉庫用地とするもの、1件、1筆でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

利用権の期間が継続中ですが、双方の合意の基、解約をしたもの6件、10筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第10回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===

4. 申し合わせ決議について

○議長 農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様、お集まりのようなので、佐倉市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行いたいと思います。

昨今の、農業委員会の不祥事が続けて発生している中、法令遵守による公正・公平な職務を遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、一般社団法人全国農業会議所より、農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施するように、依頼がありました。

つきましては、次の事項について、ここに申し合わせ、決議することに賛同いただきたいと思ひます。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月9日、佐倉市農業委員会

以上、組織一丸で取り組むことをここに申し合わせ決議することに、賛同をお願いいたします。

———— (一同賛同) ————

ありがとうございます。